陳情の取り扱いと審査結果

今回、取り扱った陳情は、平成30年第1回定例会の議会運営委員会から平成30年第2回定例会の議会運営委員会までに提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
1	Н30. 5. 15	最低賃金の引き上げ、全国一律最 低賃金制の確立を求める意見書の 提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	
2	Н30. 5. 15	適正な下請単価や賃金・労働条件 を確保できる公契約法の制定を求 める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	
3	Н30. 5. 15	すべての労働者に、安定した雇用 と1日8時間の労働で暮らせる人 間らしい働き方を求める意見書の 提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	
4	Н30. 5. 15	住民の安全・安心を支える行政 サービス体制・機能の充実を求め る意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	
5	Н30. 5. 15	地方財政の拡充を求める意見書の 提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	
6	Н30. 5. 15	沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の 新基地など米軍基地建設の中止を 求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて 「聞きおく」と決定	

※ 審査方法の欄の「聞きおく」について、豊川市議会では議会運営委員会の申し合わせにより、国・ 県等に意見書の提出を求める陳情や国・県等に権限があり、国・県等に対応が委ねられている事項に ついて議決を求める陳情については、各派交渉会等で「聞きおく」として、定例会中の常任委員会等 での審査は行わないとしています。

全議員には、その写しを配布し、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合は、定例会の中日の前日までに案を添えて、議長に申し出ることになっています。

今期、定例会において、申し出はありませんでした。